

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 過誤納金等返還請求上告受理事件
国側当事者・国

平成27年9月1日不受理・確定

（控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成26年4月18日判決、本資料264号－74・順号12455）

（第一審・神戸地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成24年7月31日判決、本資料262号－165・順号12015）

決 定

申立人	甲
申立人	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	飯沼 信明 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	武藤 政男

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成27年9月1日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大橋 正春

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 木内 道祥

裁判官 山崎 敏充